

逗子市土砂災害等ハザードマップ作製業務仕様書

1 業務名

本仕様書に基づく委託業務の名称は、「逗子市土砂災害等ハザードマップ作製業務委託」（以下「業務」という。）とする。

2 目的

本業務は、神奈川県から発表された土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域、高潮による被害が想定される区域を示し、避難場所等の防災関連情報を加え、迅速な避難行動を啓発する逗子市土砂災害等ハザードマップ作製を行う業務である。

3 準拠する法令等

本業務を実施する受注者は、契約書、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1) 土砂災害防止法、同法施行令及び施行規則
- (2) 水防法、河川法
- (3) 砂防法、同法施行令及び施行規則
- (4) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- (5) 神奈川県土砂災害情報ポータル
- (6) 神奈川県地域防災計画
- (7) 逗子市地域防災計画
- (8) 測量法及び施行令
- (9) その他関係法令（土砂災害警戒避難ガイドライン）等

4 作業種別（精度管理）

本業務は、測量作業による地図調製業務として行うこと。主任技術者及び作業班長は、測量士（国土地理院）、地理空間情報専門技術者GIS 1 級、防災調査の資格取得者（公益社団法人日本測量協会）を配置し、県の提供する土砂災害区域の地理情報（Shape）の適切な精度管理を実施すること。なお、主任技術者、作業班長の届け及び雇用証明を提出すること。

5 業務内容

以下のとおりとする。

(1) 計画準備

業務に先立ち、本業務が円滑に遂行できるよう十分な計画準備を行い、技術的方针を検

討するとともに、作業体制及び作業工程等業務全般の実施計画等を作製する。

(2) 資料収集・整理、不足情報の調査

業務を円滑に実施するため必要な資料を収集・整理し、不足情報について調査する。

(3) 記載事項の検討

令和4年1月に作製した逗子市土砂災害等ハザードマップに準じ、諸情報の更新を行う。また、円滑な警戒避難を確保する上で必要な啓発情報などを記載する。

(4) 土砂災害等ハザードマップの作製

以下のとおり作製する。

① 作製内容

基図（地形図）

- ・最新版の地図を使用する（逗子市都市計画基本図）。

加色版（凡例記載）項目

・基図上に、次の記載事項等をピクトグラム等でわかりやすく表示する。また、土砂災害警戒区域等の情報データは、発注者より貸与するものとする。ただし、発注者より情報データの作成について指示を受けた場合には、受注者はこれに従い、作業を行うこととする。余白部には、タイトル・方位・凡例・位置図・スケール等、縮尺等をテキスト・図表・地図の見方等を用いて作成すること。また、表紙には全域版と明記すること。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域については、1/2,500土砂災害警戒区域図データ、1/100,000砂防図等関係機関からのShape（GIS）データ及び紙媒体資料等をもとに、土砂災害警戒区域、砂防指定地ごとにそれぞれ色分け表現をデータ解析業務により行い、ユニバーサルデザインの観点からできるだけ多くの人に見分けやすい色分けで表現すること。

- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・洪水浸水想定区域
- ・内水浸水想定区域
- ・高潮浸水想定区域
- ・指定緊急避難場所、指定避難所
- ・行政界
- ・公共施設
- ・警察署、消防署
- ・国道、県道
- ・鉄道・駅
- ・河川
- ・防災行政無線
- ・その他、発注者より指示された情報

削除項目

- ・急傾斜地崩壊危険区域

② 作製の対象範囲

逗子市全域

(5) 土砂災害等ハザードマップの地図印刷(電子媒体を含む。)

① 規格

A 1 判 (594mm×841mm)

縮尺

市全域 1 / 8,500程度

② 色数

地図面 5 色 [地形色(ネズミ)、スミ、アカ、アオ、キ]

記事面 5 色 [地形色(ネズミ)、スミ、アカ、アオ、キ]

③ 校正

色校正を 3 回程度行う

④ 印刷

オフセット地図多色刷印刷 (9 色刷り)

⑤ 用紙

マットコート紙62.5kg

⑥ 折り

蛇腹3山巻き1つ折り (A 4 判仕上)

⑦ 部数及び配布先

37,000部。内訳は次のとおり。

全戸配布業者先 : 26,700部 (予定) 納品

市防災安全課 : 10,300部 (予定) 納品

⑧ 簡易版の作製

窓口配布用として、ハザードマップ全域版を縮小した簡易版を作製する。A 3 のコピー用紙 (古紙配合率70%程度白色度70%程度) に両面印刷し折りをしないものを市防災安全課に500部納品する。

(6) 土砂災害等ハザードマップ災害対策本部用地図

災害が起きた際に災害対策本部用に地図落としするために作成する。縮尺は1/5000程度とし、ラミネート加工を施すこと。

(7) 電子データ (ホームページ掲載用等)

形式の詳細については、発注者と協議する。

(8) 打合せ協議等

- ①業務着手時、中間時、業務完了時の３回程度行う。
- ②仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市担当者と協議し、その指示に従う。

6 履行期間

契約締結の日から令和７年12月26日まで

7 納品物

以下の通りとする。

- (1) 土砂災害等ハザードマップ全域版：37,000部
- (2) 土砂災害等ハザードマップ全域簡易版：500部
- (3) 土砂災害等ハザードマップ災害対策本部用地図：6部
- (4) 土砂災害等ハザードマップを収録した電子媒体：一式（shape形式及びPDF形式）

8 報告・検査

土砂災害等ハザードマップの作製は、発注者へ速やかに報告・検査を受けるものとする。

9 納入時期及び納入場所

以下の通りとする。

- (1) 納入時期は履行期間内かつ発注者と協議の上
- (2) 納入場所は発注者の指定する全戸配布業者及び市防災安全課

10 支払方法

検査合格した後、発注者は一括で支払うものとする。

11 その他

(1) 貸与物

本業務の遂行において、発注者から次の資料の貸与を受ける必要がある場合は、市担当者と調整する。また、業務完了後速やかに返却する。

- ①土砂災害警戒区域データ
- ②相模灘沿岸高潮浸水想定区域図等関連データ
- ③洪水浸水想定区域データ
- ④逗子市都市計画基本図DMデータ
- ⑤内水浸水想定区域データ

⑥その他必要なデータ、紙資料

- (2) 貸与された資料は、本業務目的以外に使用してはならない。
- (3) 本業務に係る成果品は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。
- (4) 受注者は、成果物提出後であってもその不備が発見されたときは、速やかに受注者の費用をもって加筆又は修正する。
- (5) 受注者は業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 防災調査の資格取得者(国土地理院・公益社団法人日本測量協会)認定証の提出。

以上

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。